

2022-11-8 成年後見制度利用促進専門家会議 第2回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ

○新井主査 それでは、定刻になりましたので、ただいまから成年後見制度利用促進専門家会議 第2回「成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議システムを活用しての実施としております。また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

まず、本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。

本日の委員の出席状況の報告をいたします。参考資料1のとおりの出欠状況及び代理出席となっております。事務局からの報告は、以上です。

○新井主査 それでは、議事に移ります。

本日は、2件の報告と質疑応答をして、その後に全体を通しての意見交換を行います。

初めに、私が用意した資料1の検討項目について、事務局から説明をお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。

主査の準備いたしました検討項目の御説明をいたします。資料1です。こちらは、成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループであります。

論点は、1に掲げておりますとおり、適切な報酬算定に向けた検討及び報酬助成の推進等に関することです。

これに関連いたしまして、検討事項、第二期基本計画に掲げられているものを抜粋しております。

1つ目が、後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討と申立費用・報酬の助成制度の推進等については、併せて検討される必要があるということです。

2つ目です。国は、市町村の成年後見制度利用支援事業の取扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討するということです。

3つ目です。裁判所における適切な報酬の算定に向けた検討と併せて、市町村が行う同事業に国が助成を行う地域支援事業及び地域生活支援事業についても、必要な見直しを含めた対応を早期に検討するということです。

最後に4つ目が、法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討するということです。

そして、今回の検討項目は、海外の報酬決定と報酬助成の仕組みについてであります。

あわせて、参考といたしまして、全体の検討スケジュールを確認できればと思います。

第1回ワーキング・グループ、前回のワーキング・グループですけれども、こちらで報酬実情調査について、成年後見制度利用促進事業による助成の仕組みと概算要求について、そして、民事法律扶助の仕組みについて、御紹介と検討を行っていきました。

今回、第2回が、先ほど申し上げましたとおり、海外の報酬決定と報酬助成の仕組みについてということになります。

今後は、第3回ワーキング・グループで、成年後見制度利用支援事業に関する研究事業の中間報告について、そして、報酬実情調査についてということをご予定しております。

年度が明けまして、第4回ワーキング・グループ、こちらは令和5年の春から夏頃ということをご予定しておりますけれども、成年後見制度利用支援事業を全国で適切に実施する方策の検討の方向性について、そして、適切な報酬の算定に向けた検討の方向性について議論するというご予定しております。

その翌年度は、中間検証ということで段取りを組んでいるということでございます。

事務局からの説明は、以上になります。

○新井主査 ありがとうございます。

それでは、議題1「有識者等による報告」に入ります。

まず、オーストリアの報酬決定及び報酬助成について、桐蔭横浜大学法学部の青木先生より、御報告をお願いします。青木先生、よろしく願いいたします。

○青木参考人 桐蔭横浜大学の青木と申します。本日は、このような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、今から30分ほどお時間をいただきまして、「オーストリアにおける成年後見人の報酬」ということで、お話をさせていただきます。

発表の内容なのですが、次の4点とさせていただきます。1つ目、成年者保護制度の概要。2つ目、成年者代理人の報酬。3つ目、成年者保護協会におけるクリアリング。4つ目、参考条文ということになります。参考条文につきましては、読み上げるだけになるかと思っておりますので、もしかしたら省略させていただいて、3点目でおしまいにさせていただくことになるかと思っております。

1つ目「成年者保護制度の概要」です。

オーストリアは、2018年より前の制度が代弁人法と言われる制度でした。この代弁人法なのですが、1984年施行になっております。1984年以前の制度は、いわば禁治産制度のような形で、本人から行為能力を自動的に、大部分を剥奪するという制度を取っていたのですが、それが本人の能力に応じて調整するという制度で出てきたのが、代弁人法になります。

この代弁人法なのですが、目的が、自ら事務処理ができない者に対して援助を行い、本人を不利益や詐欺から保護するというものになっております。

この代弁人法なのですが、2007年に1度大きな、抜本的な改正を受けています。

この改正の目的は何かというと、代弁人法の利用を抑制するということでした。代弁人法というのが、よく成功したという言われ方をオーストリアではするのですが、成功したと言われて、利用者が非常に増えてしまったのですね。増えてしまって国家予算を圧迫するようになってきたので、ちょっと抑制するために、ここで一度改正がなされています。

配慮代理権と言われる制度と近親者代理権と言われる制度が導入されまして、この改正は、広汎な支持を受けました。近親者代理権とは何かなのですが、近親者代理権は、本人が認識能力及び判断能力を有しなくなると、一定の親族に一定の範囲の事務に関する代理権が法律により自動的に発生する制度になります。配慮代理権とは、日本の任意後見制度に相当する制度になっています。

そして、2018年に再び抜本的なというか、大きな改正がなされています。2007年の改正の後も、代弁人法の利用者は増加しました。その理由が何かというと、平均寿命の延長、社会の法化、代弁人法に関する情報不足ということで、法的な代理人が必要ではない状況においても、代弁人制度が利用されたという実態がありました。

そこで、改正の目的として成年者の自律ということが置かれます。この改正の目的のもとで何が言われたかということ、本人は、法的関係を決定する際に、付き添われ、援助を受ける必要があるということで、いきなり代理ではなくて、まず、援助を行うべきではないかという考え方が登場します。

2つ目、監護は、本人意思、本人の必要性及び希望に基づいて行われるべきであるという発想の転換が必要とされました。あまり他人が押し付けるのではなくて、本人の希望を尊重するべきだというような考え方になります。

裁判所と代理人は、福祉的援助の仕事を受ける必要はないということで、代弁人法は、あくまでも法的な保護ということで認識してほしいというようなことが言われてきます。

新法、成年者保護法の施行ですが、改正の議論の開始、この新法が2018年に施行されたのですが、改正の議論の開始が2013年になります。この議論で、あらゆる関係者が議論に参加しました。

そして、2014年から2015年にかけて、クリアリング・プラスという名前のモデルプロジェクトが実施されまして、代弁人の代替制度の利用が模索されます。このモデルプロジェクトの実施場所なのですが、後で出てきますが、オーストリアには、代弁人について活動する代弁人協会というものが設立されていて、代弁人協会と裁判所が協力して、クリアリング・プラスというものが実施されました。ここで代弁人法の代替制度の利用が模索されて、多くのケースで代弁人法の利用が回避されたという結果が出ています。

このような議論とプロジェクトを経て、新法である成年者保護法が、2018年7月1日に施行されました。

ここで、成年者保護法は、代理の基本類型としまして、次の4制度を規定しています。1つ目が、先ほど申しました配慮代理権。2つ目が、選任された成年者代理。3つ目が、

法定成年者代理、4つ目が、裁判所による成年者代理になります。これらを、次のところで見ていきたいと思えます。

配慮代理権ですが、配慮代理権については、大きな変更はございません。配慮代理権は、代理権授与者が委託された事務処理のために必要な決定能力を失った場合に有効になる代理権となります。

次の選任された成年者代理というのが、新たに加えられた代理の種類となります。この選任された成年者代理ですが、本人が代理の基本的意味を理解することができ、理解に基づいて意思決定を行い、適切な行動をとることができる場合には、本人は身近な者から1人または複数の代理人を選任することができるというものになります。ここでは、代理の意味を理解することができる能力があれば代理人を選任できるということで、本人の判断能力がやや不十分であったとしても、本人が選んだ代理人が法律行為をできるようにしたというような類型になっております。

3つ目、法定成年者代理になりますが、これは、新しい代理類型ではなくて、先ほど申しました近親者代理が名前を変えて、少し変更を加えられて法定成年者代理になったものになります。本人が心の病気またはそれに類似する障害によって、特定の事務処理を不利益なく自ら処理できない場合に、一定の親族に一定の権限を、オーストリア代理権目録というものがあるのですが、そこへの登記によって与えるというものになっております。

4つ目、裁判所による成年者代理。これが、先ほど申しました代弁人制度の改正版になっております。本人が心の病気またはこれに匹敵する決定能力の障害により、不利益の危険なしに特定の事務を自ら処理できず、このために、代理人を有しておらず、代理人を選任できず、また、選任する意思もなく、法定成年者代理が考慮されない場合に、裁判所が成年後見人を選任するという、裁判所が代理人を選任する制度になっております。

ちょっと長々と読み上げさせていただきましたが、裁判所による成年者代理に至るまでには、法定成年者代理だったりとか、本人が代理人を選任することができないといった要件が加えられています。

ここから、本日の成年者代理人の報酬というメインのテーマに入らせていただきます。

成年者保護法における報酬なのですけれども、成年者保護法には、次の2つの概念が報酬として規定されています。1つ目が、補償と訳しました。2つ目が報酬です。これとは別に、費用請求もできるのではありますが、今回の発表は報酬ということだったので、費用請求は省略しております。

補償に入らせていただきます。補償というものは何かというと、裁判所による成年者代理人に対して特別に定められている、その活動への対価に関する法律上の専門用語になります。

ここで見ていただきたいのですけれども、補償を受け取ることができるのは、先ほど申しました4つの代理種類のうち、裁判所による成年者代理人のみになります。ですので、

裁判所で任命された代理人以外は、補償を受け取ることが、原則としてできないということになります。補償は、原則というか、できないということになります。下のところを読み上げさせていただきますが、補償は、裁判所による成年者代理人にのみ認められている。

裁判所による成年者代理人は、毎年、補償請求権を有するというので、ここには書かなかったのですけれども、もし、代理期間が1年未満であれば、1年丸々の補償分ではなくて、やはり何か月分かの短縮された補償額が請求できるということが書かれていました。

成年者保護協会、これが先ほど申しました、代弁人協会というものが、オーストリアにはもともと代弁人法が制定されたときにできたのですけれども、代弁人に関する助言を行ったりとか、家族などが代弁人として候補者になれないときに、代弁人協会が代弁人に任命されるというような活動を行っている協会なのですけれども、その協会も名前を変えまして、成年者保護協会と言われるようになりました。この成年者保護協会が、裁判所による成年者代理人の場合には、補償請求権は成年者保護協会に認められます。やはり担当者というものは、もちろん自然人としているのですけれども、その自然人に補償請求が個人の担当者として認められるわけではなくて、成年者保護協会が一括して要求するというところになっているそうです。

配慮代理権、選任された成年者代理人、法定成年者代理人には補償請求権は認められておりません。

次に、補償額の算定なのですけれども、補償額の算定は、オーストリアでは本人の収入と財産を基礎として行われています。補償額は、なぜ、本人の収入と財産を基礎として行われたのかと、その背景なのですけれども、代弁人法の時点から、既にそうだったのですけれども、もともとの考え方が出てきたのが、恐らく子供の監護者が補償額をもらうというところから出てきていて、子供の監護者の補償額の考え方を代弁人法に引き継いだというものだったので、ちょっと子供法のところから出てきているというところが、資料には書かれておりました。

補償額は原則として本人の収入の5%及び財産の2%となっております。ここでは、成年者代理人の活動の種類及び範囲、並びにその活動に通常伴う時間と労力に関係なく、この基準が用いられています。

算定の基礎となる本人の収入なのですけれども、収入には労働に対する報酬、時間外労働などに対する報酬などを含む、財産からの収入、賃貸料などが含まれるということになります。失業保険年金等は含まれない。法律による特別な指示に基づき、特定の費用のために用いられる収入は、見積もりの基礎となる収入とはならないということで、具体例なのですけれども、介護手当であったりとか、住宅費の補助、オーストリアは寒いので、暖房費の補助だったり、交通費の補助などが資料には記載されておりました。本人の労働の対価としてではなく、1回限りのみ認められる収入は、見積もりの基礎となる収入とはならず、財産となります。賞金、宝くじ、個人の財産の譲渡によって受ける利益などが、この財産に含まれるということでした。

本人の財産なのですけれども、今までは収入の話で、次が基礎となる本人の財産なのですが、本人の財産の価値が1万5000ユーロを超える場合には、2%の増額が認められるということで、1ユーロ150円で計算しましたところ、225万円になります。225万円を超える場合には、2%の増額が認められる。これは、2018年の改正により、1万ユーロ、150万円から、1万5000ユーロ、225万円に改正されたということでした。なぜ、このように増額したのかなのですけれども、時代に即した改正を行ったとしか書かれていなかったのですが、やはり値上げとか、今、話題になっていますので、ちょっと増額したということになるかと思います。

本人の財産の見積もりとなる財産ですが、預貯金、有価証券、債権、相続財産、不動産などが挙げられています。不動産額の評価の方法は、統一されておりませんで、裁判所による成年者代理人が鑑定を提出する場合がありますし、裁判所が不動産業者の評価による不動産の一覧表により取引価格を確認する場合もあるということで、裁判所による代理人が行ったり、裁判所が主体となって行う場合もあるということで、ケース・バイ・ケースということでした。

補償の減額と増額ということが、276条の2項に書かれています。裁判所は個々のケースの事情に応じて、不適切に高額または低額な補償を修正することができます。

減額が認められる場合なのですけれども、成年者代理人が任命期間において任務の種類と範囲に従い、非常にわずかな時間と労力のみを費やしたにすぎない場合だったりとか、補償額の算定となる財産が特別に高額な場合、2018年改正法の立法資料によれば、本人の財産が50万ユーロなので、日本円に換算すると7500万円になります。7500万円以上になると、減額が認められるということになるかと思います。特に1つ目の三角なのですけれども、原則として本人の収入と財産が補償の基礎にはなるのですが、余りにも働いていないというような場合には、ここで減額が認められるということになるかと思います。

次に、増額が認められる場合なのですけれども、算定の基礎となる収入の10%まで及び財産の5%まで認められます。増額は、裁判所による代理人の特別に広汎な成果を生じた努力に対して認められ、特に身上監護の範囲における努力と、初年度の代理に関して認められます。ちょっと繰り返しになりますけれども、原則、本人の収入と財産を補償の算定額の基礎としますが、やはり代理人が非常に大きな成果を上げたとか、困難ケースで、きちんと相手の解決を見出したみたいな場合には、ここで恐らく増額が認められるのではないかと思います。

それで、ここまでの話なのですけれども、もし本人の収入や財産がないというような場合には、補償を回収できないというような場合もあるということなのですけれども、後でお話させていただきますが、基本的には、予算が司法省から出ていまして、それを超える別の助成制度のようなものは存在しないということでした。

それでは、報酬に入らせていただきます。

報酬なのですけれども、これは補償と違って、成年者代理人が特別の専門知識を用

いて任務を遂行した場合に認められます。

これも報酬請求権が認められているのは、原則、裁判所による成年者代理人だけになります。配慮代理権者は、やはり契約を結びますので、契約によって報酬請求権が認められるということでした。選任された成年者代理人と法定成年者代理人は、報酬請求権を有しません。

一般民法典276条3項は、特定の要件のもとで報酬請求権を認めています。その要件なのですけれども、裁判所による成年者代理人が、ここからが大事で、通常は、第三者にその処理を有償で委託する事務を、その特別な能力を成年者代理人が持っているから、その特別な職業に関する知識と能力を用いて処理する場合には、この代理人は、このために適切な報酬を請求することができるということになります。ですので、エントゲルトと読むのですけれども、これを請求できる者というのは、特殊な能力を持っている人、特殊な職業的能力を持っている人に限られるので、後で出てきますけれども、弁護士の方であったりとか公証人などが、主な代表例となるのかなとは思いますが。以前から特定の専門知識を用いる代弁人は、専門的な任務の遂行については適切な報酬を請求できると認識されていて、2006年の法改正によって、この点は条文化されています。

報酬算定の具体例なのですけれども、弁護士が裁判所の成年者代理として、本人の手続を代理して行う場合には、弁護士は弁護士料金法というものが、オーストリアにはあるのですけれども、この法律に基づいて報酬を請求します。そして、公証人が成年者代理人として専門知識を用いて業務を行う場合には、公証人料金法に基づいて報酬を請求することができます。この弁護士と公証人が主たる例だとは思いますが、ほかにも経済的事務、家事に関しても、報酬請求権は認められているということで、例えば、不動産に関する事務については、不動産業者の料金表が用いられるということになっています。

報酬が認められない場合ですけれども、報酬請求権は、常に職業に関する業務のみに成立しますので、身上監護のような業務については、報酬は認められず、補償のみが認められるということでした。成年者保護協会は、報酬請求権を持っていない、有しないということです。本人が、手続支援を認められる要件を満たしており、支援が認められたか、または申請を行えば認められる場合、または手続費用が法律に基づき相手方から支払われる場合には、報酬請求権は認められないということが、補足的に記載がなされていて、基本的には弁護士が官公庁における手続を代理する場合が想定されているということです。

そうしましたら、3つ目のテーマに入らせていただきます。「成年者保護協会におけるクリアリング」になります。

成年者保護協会なのですけれども、先ほども申し上げましたが、今、法改正がされて、成年者保護制度という名前になりましたので、代理人協会も名前が変わって成年者保護協会として活動しています。

このクリアリングなのですけれども、1990年代から代弁人協会はクリアリングというものを開始しました。これは、なぜかということ、代弁人制度というものが、1984年から施行

されたのですが、10年ちょっと経って、本当に利用件数が爆発的に、本当に想定外に増えてしまったということで、代弁人協会が、キャパシティがないから、代弁人として引き受けられない、でも裁判所は引き受けてほしいということで、代弁人協会と裁判所との間に緊張関係が生じてきたということになります。あと、ちょっとここには書いていないのですけれども、国家予算も増えてきてしまったということになります。この辺の理由からクリアリングというものが開始されました。

クリアリングなのですけれども、基本的な性格が次の4点になります。

1つ目、代弁人制度及び代替制度に対する説明。

2つ目、処理すべき事務の確定。本人が、判断能力がないのだけれども、どの事務をほかの人に代わってやってもらわなければいけないのかの確定です。

代弁人制度の代替肢の模索、ほかに助けられる人はいないのか。

身近な者の代弁人任命の可能性の確定。どうしても、やはり法的な代理が必要になると代弁人を任命しなければいけないので、代弁人に協会ではなくて親族などから、代弁人候補者を出せるかどうかというところも、代弁人協会が探っていくということになります。

このクリアリングなのですけれども、先ほども申し上げましたが、2014年から2015年の間、モデルプロジェクト、クリアリング・プラスとして実施されまして、18管轄区で実施されて、多くのケースで代弁人制度の利用が回避されました。

そして、2018年度の法改正時に条文化されるのですけれども、クリアリングは英語だったので、Abklärungというドイツ語で、解明として、成年者保護協会法という法律の中に条文化されました。この4条のaは、参考条文としてスライド番号34番に挙げておきましたので、どうぞ御参照ください。

クリアリングの活動範囲になります。クリアリングの活動範囲は、次の3つに分類されます。1つ目、成年者代理の任命または配慮代理権の作成の前段階における情報及び助言を提供する活動。2つ目、裁判所による成年者代理の任命、変更または更新に関する裁判上の手続に関する枠内における解明の活動。3つ目、既存の成年者代理及び配慮代理権の助言または援助する活動ということになります。

このクリアリングに対する報酬なのですけれども、例えば、私が協会にクリアリングを受けに行ったとしても、私が払う必要はないそうなのです。ですので、クリアリングに係る費用は無料です。本人の収入または財産に関係なく無料となります。クリアリングの活動内容も関係がありません。どれだけやってもらったかに関係なく、成年者保護協会に対して、私がお金を払う必要はありません。

クリアリングの費用は、協会の予算から支出されることになります。協会の予算というのは、大部分司法省からの助成金が支出されていますので、司法省の助成金から出ているということになります。

成年者保護協会の報酬ということで、このスライドに載せようか、ちょっと迷ったのですけれども、一応、成年者保護協会法に、これをすれば、成年者保護協会に、これだけ払



ってくださいねということが記載されています。クリアリングは無償なのですが、これらについては、やはりお金を払わなくてはならないということで載せておきました。

成年者保護協会は、これによって本人の生活が危機に陥らない限り、次のように請求ができます。

配慮代理権の作成。75ユーロなので、1万1250円になります。1ユーロ150円とすると1万1250円です。

配慮代理権の登録。これは、登録場所があるので、登録すると10ユーロなので、1,500円になります。

配慮代理権における配慮ケースの発生、本人の判断能力がなくなって、代理人が活動することになりましたということを登録すると10ユーロなので、1,500円になります。

成年者代理人処分証書、これは、誰が成年者代理になりたいかというのを、本人が決めておくことができるのですけれども、その証書の作成か、または選任された成年者代理に関する取り決めの作成。これが50ユーロなので、7,500円になります。

成年者代理人処分証書の登録と、選任された成年者代理に関する取り決めの登録が10ユーロなので、1,500円です。

法定成年者代理の登録が50ユーロなので、7,500円です。

この1から6までの行動における自宅訪問の実施について、25ユーロの特別手当が加算されます。25ユーロなので、3,750円になります。

成年者保護協会への助成なので、司法大臣は、協会に対して、成年者保護協会に定められている業務と関係がある費用を、連邦経済法においてその都度この目的のために使用できる資金の枠組みの中で、補償しなければならない。これにより、裁判所による成年者代理人、患者代弁人及び居住者代理人の広汎な本人に対する世話が保障されなければならないということが、成年者保護協会法の8条に書かれていますので、成年者保護協会は、司法省から助成金を受けることができます。

これに対して、やはり協会は毎年どういうふうに使ったのかという報告書を出さなければいけないということになります。

2023年の成年者保護協会への予算が既に決まっているようで、6560万ユーロなので日本円に換算すると、98億4000万円が決められているということでした。

成年者保護協会の一例なので、オーストリアには幾つか、4つぐらい保護協会があるので、一番きちんとというか、大規模で報告書がきちんとしているのが、この成年者保護協会、フェアトレートゥングスネッツになります。オーストリア最大でして、全国に84か所あり、ボランティアの成年者代理人が680人、専任の成年者代理人が360人、患者代弁人と居住者代理人というのは、患者代弁人が、病院の精神科に入院した人の代理人になることで、居住者代理人というのが、居住施設での代理人になります。62人、89人で、協会運営担当者が全国で183人ということでした。

司法省はこのフェアトレートゥングスネッツに対して助成金を出しています。これは、

報告書に書かれていたのですけれども、2021年のところを読ませていただきますが、4420万ユーロになりまして、これが66億3000万円になります。2020年が63億1500万円、2019年が61億2000万円、2018年が55億9500万円、2017年が43億6500万円、2016年が41億7000万円、2015年が39億4500万円になっています。だんだんと増えているということになります。

最後のスライドになります。成年者保護協会、フェアトレードリングスネットの2021年の予算、これが最新のものでした。最新のもので、この内訳を述べさせていただきます。

まず、協会で受けるサービス及び事務に関して、540万ユーロなので、8億1000万円。成年者代理が、これはクリアリングを抜いたものになります。クリアリング抜きで1690万ユーロなので、25億3500万円。補償及び報酬に対して、460万ユーロなので、6億9000万円。成年者代理クリアリングに特化した内訳が、1250万ユーロなので、18億7500万円。患者代弁人制度と居住者代理については、成年者保護とは外れるのですけれども、410万ユーロは6億1500万円で、650万ユーロが9億7500万円になります。

このように、やはりクリアリングを分けて、かなりの部分の助成金が使われているということが言えるかと思えます。

それでは、30分経過したと思えますので、参照条文は省略させていただきます。その都度御参照いただければと思えます。

私からは以上になります。どうもありがとうございました。

○新井主査 青木先生、どうもありがとうございました。

青木先生のほうからは、オーストリア成年後見法のお話、特に報酬と補償について御説明いただきました。

1984年に代弁人法というのが導入されまして、このオーストリアの代弁人法が、実は、世界中の成年後見の改革に火をつけたということになるわけです。その中で、オーストリアも何回かの改正を重ねて、2018年に成年者保護法というものに至っています。その中で、クリアリングという制度も導入して、報酬と補償が機能しているという、ある意味、非常に画期的な法律について御説明をいただきました。

さて、これから質問を受けたいと思えます。御質問がある方については、Zoomの手を挙げる機能で挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。青木委員、お願いします。

○青木委員 青木です。本日は、ありがとうございました。幾つか御質問をさせていただきたいと思えます。

裁判所による成年者代理人には、親族の方はなられないのかと思うので、親族による法定成年者代理のほうは、基本、無報酬になるのだろうと思えますが、そういうことについて、何か差ができることについて、国民的な検討における議論等はなかったのかどうかということをお伺いしてみたいと思えます。

もう一点は、今度は補償のほうですけれども、補償については、収入や財産で決まるということで、事務の内容に配慮されないということについて、事務を行うほうからしても、もしかしたら非常に事務が大変なのにといいことがないのか、あるいは、払うほうからす

ると、実際の事務が、先ほどのような極端な場合はともかく、そうでない場合については、事務の内容が反映されずに財産だけで決まることへの不満と、そういったような議論というのはなかったのだろうかという点を、ちょっと教えていただければと思います。

あとは細かい話なのですが、弁護士に認められる報酬について、この弁護士の基準法というのは、普通に、この制度と離れて弁護士に頼むときの料金法と同じ料金法なのかどうかということも教えていただければと思います。

○青木参考人 御質問ありがとうございます。

まず、1点目なのですが、親族の方が裁判所による成年者代理人に任命されることはございます。法定成年者代理の説明を、今日、時間が限られておりましたので、あまり詳しくは申し上げられなかったのですが、やはりできる任務が限られていて、箇条書きされているので、その任務から超えてしまうと、どうしてもそれで活動できないので、法律が認めていないので、裁判所による成年者代理人にならなければ活動できないので、御家族の方も、裁判所による成年者代理人として活動していくということになります。

その御家族の方が、報酬、いわゆるその弁護士の先生には認められるのに、御家族の方には認められないといった議論は一応ありました。あるけれども、やはり、276条の2項で、補償のところである程度の増額が認められるということで、一応の納得というか、そこを落としどころとして、法律、そういう制度を落ち着かせたというようなことだったということでした。

すみません、2点目は何でしたか。

○青木委員 収入や財産で決まって、業務の内容で決まらないということについて、双方からの御不満なり意見というのは、どうだったのでしょうか。

○青木参考人 これについても、実はあったということです。実際の活動内容で、報酬、補償が決まらなくて、本人の財産で決まるということで、やはり議論はあった、反対の声はあったということでしたが、これにつきましては、あったのですが、やはり弁護士、公証人という専門職については、報酬というエントゲルトが認められるというところと、あと、費用報酬請求もできるので、費用報酬請求を行って、専門職はエントゲルトが認められるというところで落ち着いた、正直、すんなりと国民が納得したわけではないということでしたが、ある程度調整を行って、弁護士、公証人はエントゲルトという報酬が認められて、御家族の方には補償のところである程度の増額を276条の2項で認めた。それでプラス実費費用は認められているというところを落としどころにして、決着したというようなことがあったそうです。

3点目なのですが、弁護士料金法は、成年者代理に関係ない業務と共通のものということでした。

○青木委員 1点だけ確認なのですが、当然の前提なのですが、御本人さんの資産の中から、この報酬とか補償というのは払われるという前提で、よろしいのでしょうか。

○青木参考人 はい、そうです。

○青木委員 そうしますと、先ほど司法予算が膨れると言ったのは、この件数が増えることによって膨れる司法予算というのは、何が司法予算として増えるということになりましようか。

○青木参考人 恐らく、それは、私、協会のほうへの助成金で申し上げたのだと思います。補償に関しては、国家予算からは支払われなかったと思いますので、協会のほうで受ける件数が増えて、補償が増えると、やはり司法省からの助成金で全部賄っているので増えてしまうということだったかと思います。

○新井主査 最高裁家庭局のほうから手が挙がっています。お願いします。

○馬渡委員 家庭局長の馬渡でございます。本日は、ありがとうございます。

1点、細かい話かもしれませんが、スライドの16ページで、補償の減額、増額という御説明をいただきましたけれども、実際の運用で、増額または減額される事案というのは、どのくらいの割合なのか、かなり日常的にされるものなのか、ごく例外的にされるようなものなのか、教えていただきたいと思います。

あと、増減額をするに当たって、何か客観的な基準で、こういう場合にはどのくらい上がるのか、どのくらい下がるのか、そういった増額、減額の幅も含めた基準のようなものがあるかどうか、御存じでしたら教えていただきたいと思います。

○青木参考人 御質問ありがとうございます。

この点につきまして、オーストリアの専門家のインスブルック大学の教授に聞いてみたのですが、統計がないということだったのですね。その教授が、成年者保護協会にお問い合わせいただいたのですが、成年者保護協会にもないということだったので、どういった場合に増減しているのか、していないか、どの割合でしているのかという統計自体が存在しないということでした。

全て個別のケースで裁判官が判断して、本当に裁判官に一任されているというような状況だそうです。

○新井主査 では、次に星野委員、お願いします。

○星野委員 本日は、ありがとうございます。社会福祉士会の星野と申します。

オーストリアの実態がよく分からないので、変な質問かもしれませんが、この裁判所により任命される成年者代理人には、ソーシャルワーカーのような福祉の専門職は選任されることはないのでしょうかということが1つ。

あと、報酬とか補償のときの助成制度が存在しないということになると、この御説明を見ていますと、予定されているのは、法律行為というのはよく分かるのですが、例えば、身上監護的な、今、日本ではとても話題になります、意思決定支援であるとか、福祉サービスを利用するところの契約であるとか、そういったことについては、どんな取扱いになるのか、もし、お分かりであれば、教えていただければと思います。

○青木参考人 御質問ありがとうございます。

ソーシャルワーカーの方は、独立して専業成年者代理人というような活動をされていなかったように思うのですね。成年者保護協会に所属していて、専任であったり、名誉職として、ふだんは別の活動をされていて、名誉職として成年者代理を引き受けて、補償と報酬を、成年者保護協会を通じて受けるというような活動をされていたと思います。ソーシャルワーカーの方は、私、協会でお会いして、ソーシャルワーカーですと言われた記憶があるので、活動はされているのですけれども、ドイツとかだったら個人でプロの世話人として活動しているのではないのかなと思うのですけれども、オーストリアでは、そういう活動はしていませんで、たしか協会に所属して、協会を通じて補償なり報酬を受けていたかと思えます。

それで、身上監護に関しては、補償が増額して認められているので、もし、困難ケースであれば、補償が増額されて認められているというところで落ち着いているのではないかなと考えております。

○新井主査 オーストリアの専門職代理人については、ドイツと違って社会福祉士は、ほとんどいないという御説明だったのですか。

○青木参考人 独立してというのは、あまり聞いたことがないのですけれども。

○新井主査 青木委員の質問とも関連して、弁護士が専門職代理人になった場合、報酬については、まず、考える必要がないというのは、弁護士が専門職として代理人になることはまずないという、そういう前提がドイツには多分あるのだと思うのです。だから、オーストリアの状況がどうかということを知りたくて、関連して質問した次第です。

伊東委員代理の方が手を挙げられておりますので、よろしくお祈りします。

○渡邊代理 伊東委員代理の倉敷市の渡邊です。

オーストリアには、成年者保護協会が、大きなもので4つあり、全国に84か所あるということなのですけれども、御説明によると、保護制度は、裁判所と成年者保護協会のやり取りの中で成り立っているように聞こえたのですけれども、基礎自治体としての役割について教えていただければと思います。県とか市などの自治体機能と、どのように保護協会が連携しているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○青木参考人 保護協会というのは民間なのです。何で民間にしたかということ、解雇しやすくしたからという話らしいのですけれども、民間なので、あまり成年者保護協会に自治体に関係してくるという話を耳にしたことがございません。州が、成年者保護協会に関与しているということも、あまり聞いたことがなくて、予算は国から出ているので、地方自治体に関与しているという話を、聞いたことがないとお答えできません。

○渡邊代理 ありがとうございます。日本では、地方自治体に関与することが大前提で動いているので、そうでなくてもできるという国があるというのは、勉強になりました。

○新井主査 ほかに質問があればお受けしたいと思います。上山委員。

○上山委員 確認の質問を2点だけお願いいたします。

1点目ですが、補償額、エントゲルトの算定について、収入基準と財産基準から計算し

た金額を合算したものが補償額になるのかという点です。具体的には、例えば、収入の5%が1万円で、財産の2%が9万円という事案の場合、合算された10万円というのが、補償額になるのかというのが1点目の質問です。

2点目も単純な確認で、御本人が無資力の場合、事実上、補償も報酬も受け取れないような御報告だったと思うのですが、その場合に、実際、無報酬が予測されるようなケースは、事実上、成年者保護協会が一手に引き受けているのか、あるいは、ほかのパターンで処理されているのか、御承知の範囲内で御教授をいただければと思います。

○青木参考人 ありがとうございます。

まず、1点目なのですが、合算です。先生がおっしゃるとおりで、収入と財産から算定したものを合算して出すということになるということでした。

2点目なのですが、本人が無報酬の場合には受け取れないようなのです。受け取れなくて、実際に弁護士と公証人は、受任義務みたいなものがあるのです。オーストリアは、5件以内だったかと思うのですが、受任義務があって、引き受けなければならない。だけれども、本人が無報酬だというような場合には、弁護士、公証人というのは、報酬はもらえないですね。成年者保護協会であれば、司法省の予算から何とかするのかもしれないのですが、弁護士と公証人というのは、補償、報酬がもらえない。オーストリアの弁護士の方が、強制労働だということで、ヨーロッパ人権裁判所に訴訟を起こしまして、2011年に敗訴しています。なぜ、敗訴なのかというと、これは強制労働ではない、これは判断能力が不十分な者を手助けしているのだから、名誉なことであるということに敗訴したというような事例があります。

成年者保護協会というのは、無報酬の人も引き受けると思うのですが、キャパの範囲内になると思うので、恐らく予算の範囲内で回るかどうか計算していると思うのです。ですので、裁判所との関係が悪化するという、クリアリングで何とか別の人たちにやってくれと割り振って、本当にこれは法定代理が必要だというケースだけ引き受けて、何とかやりくりしているというような実態が恐らくあると思います。

○新井主査 ありがとうございます。ちょうど時間もよろしいようですので、オーストリアを離れて、次はドイツに移りたいと思います。

ドイツの報酬決定、報酬助成について、明治学院大学法学部の黒田先生より、御報告をよろしくお願いいたします。

○黒田参考人 明治学院大学の黒田です。本日は、このような機会を頂戴しまして、誠にありがとうございます。

本日、私に与えられたテーマは「ドイツにおける法定後見人の報酬決定と報酬助成の仕組みについて」でございます。

発表では「1. はじめに」で、ドイツと日本の法定後見制度を簡単に比較いたします。

次に「2. 世話制度の概要」で、ドイツの法定後見制度である世話について、概要の把握に努めます。

その後「3. 報酬制度の変遷」では、1992年に施行された世話法は、既に何度かの改正を受けていますので、報酬との関係を中心に、どのような狙いで、どういった内容の改正が行われたのかを見ていきます。

そして「4. 職業世話人の報酬と費用」では、有償で世話を引き受ける職業世話人の報酬が、どのように決められているのか、また、費用の償還がどのようになされるのか、報酬や費用を本人が負担できない、いわゆる無資力、無資産の場合に、誰がこれを負担するのかを見ていきます。

最後に「5. 世話協会への財政支援」では、無償で世話を引き受ける名誉職世話人を増やし、彼らを支援し、その質を高めるための取組を主に担う世話協会に対する財政支援について見ていくこととします。

本日の私の発表が、皆様が我が国の成年後見制度の運用を考えるに当たり、参考になれば幸いです。

まずは「1. はじめに」です。

ドイツでは、世話が法定後見制度に該当します。一類型です。以下の数値は2015年末のもので、少し古いものとなりますが、連邦全体での統計が、この年くらいまでしか取れませんので、御容赦いただければと存じます。そのため、数値は原則として2015年に合わせております。ドイツの人口は8179万人で、高齢化率は21.7%でした。世話制度の利用件数は127万6538件で、2015年の申立件数は20万9664件、こちらは、シュレーズヴィヒ＝ホルシュタイン州を除いた値となっております。報酬について、世話は、後ほどお話ししますが、無償で行われるのが原則となっております。なお、我が国の任意後見制度に当たる事前配慮代理権の累計登録件数は、この年までに303万1223件となっていました。

次に日本ですが、後見、保佐、補助の三類型がある法定後見制度です。数値は同じく2015年末としております。我が国の人口は1億2799万人で、高齢化率は28.1%でした。法定後見の利用件数は18万9070件で、2015年の申立件数は3万3966件となっていました。報酬については、申立てを受けて、裁判所が決定することとなっております。任意後見契約の累計登記件数は、この年までに12万692件でした。

「2. 世話制度の概要」では、ドイツの法定後見制度である世話制度の概要を簡単に見てまいります。

世話の本質は、援助を必要とする人が、自己決定権を尊重されながら、裁判所が精緻に確定した任務範囲で事務を法的に処理する世話人から支援を受けることにあります。

ドイツの法定後見は世話のみの一類型です。任意後見に該当する制度としては、事前配慮代理権あるいは予防代理権と言われる制度がございます。

世話は、介護などの事実上の世話とは区別される法的な世話を意味しています。世話人は代理人ですが、被世話人の自立や自己決定の尊重、さらには障害者権利条約の影響もあり、代理よりも支援が意識されています。

世話制度の利用により、本人の行為能力は制限されないのが原則です。例外的に、本人

またはその財産に差し迫った危険がある場合に、裁判所が個々の職務範囲について同意権留保を命じた場合には、本人の行為能力は、その部分で制限されます。この同意権留保命令が出されたのは、2015年には1万2429件で、州差がありますが、世話全体の平均で6%ほどとなっております。

世話人の選任に当たり、本人が世話の職務を引き受ける意思がある適切な人物を提案した場合には、裁判所は、その提案に拘束されます。ここでは、本人の希望がその福祉に反しない限り、客観的利益よりも優先されることとなっております。

なお、世話につきましては、身体障害によって自己の事務を処理できない場合にも利用可能です。

世話は原則として名誉職的に、つまり無償で行われます。例外として、①職業世話人による場合、②被世話人に資力があり、裁判所が世話人の行う業務の範囲や難易度から一定の報酬を付与すべきであると認める場合には、有償で行われます。

世話に関しては、必要性の原則が、世話人を選任するか、世話人の職務範囲、裁判上の措置の効力、世話の期間など、世話法の全領域に妥当しています。申し訳ありませんが、配付したスライドでは2013年となっておりますが、こちらは2023年の誤りです。必要性の原則は、2023年の改正で、さらに徹底されています。

世話は、本人にとって必要な範囲でのみ認められます。世話以外の支援や、信頼する代理人によるサポートで十分な場合には、世話人は選任されません。補充性あるいは補足性の原則です。世話が必要かの判断に当たっては、インフォーマルなサポートも含めて考慮されています。

選任された世話人は、本人を裁判上・裁判外で代理し、必要な場合にのみ代理権を行使できます。

世話の要件が満たされなくなった場合、世話が必要とされないこともここに含まれますが、世話は、取り消されなくてはなりません。この必要性に関連しまして、世話人の選任から遅くとも7年後には世話を取り消すか、延長するかを判断する必要があります。

そして、世話は、非常に身上保護を重視する制度であります。

なお、複数の世話人の選任が可能ですが、報酬を受け取って世話をを行うのは1人のみとされています。

世話人の選任につきましては、本人と世話人との信頼関係を重視する観点から、個人すなわち自然人による世話が原則とされています。世話人の選任に当たって、優先順位がルールとして定められています。下方になります。まずは自然人。自然人の中で、第1に一般の名誉職世話人。第2に一般の職業世話人、ソーシャルワーカーなどです。第3に世話人として活動する世話協会の職員。ただし、世話協会の同意が必要です。第4に世話人として活動する世話官庁の職員です。

次に、複数の自然人が世話人になったとしても、十分な世話を遂行できないような場合、つまり、自然人では十分でない場合に限って例外的措置として、法人。その中では、まず



世話協会、そして最終手段として、世話官庁が直接に世話人に就任することとなります。

そして、裁判所に選任された世話人は、過度な負担とならない限り、世話を引き受ける義務を負います。なお、法人である世話協会、世話官庁が世話人となるのは、個人による世話が可能になるまでの間です。

就任した世話人は、世話裁判所に対し、毎年被世話人との個人的関係の進展について報告する義務を負います。

先ほど述べましたように、世話人には名誉職世話人が最優先で選任されます。名誉職世話人とは、職業的活動としてではなく、ボランティアで世話を遂行する自然人で、家族、知人のほか、それ以外の人もなることができます。世話裁判所が選任し、世話協会、世話官庁が職務遂行を支援します。

名誉職世話人は、無償で世話を行います。報酬は請求できませんが、費用償還請求は可能です。

職業世話人は、適切な名誉職世話人がいない場合にのみ選任されます。就任後も適切な名誉職世話人がいる場合には、世話を引き継ぐ義務を負います。

こちらは、中央が2016年に新規に選任された世話人の属性を示すグラフです。比較のため、少し小さいですが、左側に2002年のものを示しました。職業世話人の割合は、ドイツでも年々上昇を続け、2016年には約47%となっています。反対に、名誉職世話人の割合は年々低下し、2016年には約53%となっています。

続きまして、「3. 報酬制度の変遷」で、ドイツの世話に関する報酬制度がどのように変わってきたのかを見てまいります。

ドイツでは、1992年に、それまでの行為能力剥奪宣告等の制度を廃止し、成年者のための世話制度が導入されました。1995年に導入される介護保険の運用を円滑に進めるために、介護保険制度の導入に先立って施行されたものです。この世話は無償であるのが原則であり、裁判所が当該世話が職業的になされることを確認した際に、例外的に有償で行われます。

導入からほどなく、1999年には、第一次世話法改正法が施行されました。1998年末までの世話制度の利用者数は79万6400人あまりでした。

この第一次改正は、世話制度の運用コスト、特に職業世話人の報酬等の国庫負担を削減することが主な狙いです。ここで、職業世話人とは、世話件数が10件以上か、世話に要する時間として週20時間以上を費やしている者を指します。

第一次改正では、世話法の導入以来曖昧だった報酬や費用負担に関するルールを定めました。具体的には、第1に、本人が世話に係る報酬や費用を負担する基準、これについて従来は、本人負担か国庫負担かを裁判所がケースごとに判断することとしていたため、裁判所に持ち込まれるケースが増大して、結果的に裁判所の運用コストを大きく押し上げていましたが、国庫が報酬費用を負担することになる無資力を確定するための基準を導入して、コスト削減を目指しました。第2に、職業世話人の報酬について、世話人の資格や知

識に応じた時給制を導入しました。あわせて、任意後見制度を法定後見に接合する改正も行われました。

そして、2005年には、第二次世話法改正法が施行されました。世話制度の利用者数は、毎年7%程度ずつ増加しまして、2002年には100万人を超え、2004年末の世話制度の利用者数は115万7800人余りでした。第一次改正にもかかわらず、増え続ける世話制度の運用コスト、特に職業世話人報酬等の国庫負担を削減することが、この改正の狙いです。

そのために、後見人及び世話人の報酬に関する法律が新たに制定されました。この法律により、職業世話人の報酬について、先の第一次改正と同様に、世話人の資格と知識に応じた時給と、決められた時間数の組み合わせによる定額制が導入されました。なお、2014年に国庫が負担した報酬等は84億1616万ユーロ、約1ユーロ140円で換算しますと、1兆1824億7174万円となります。

その後、2015年から17年にかけて、連邦司法省による「法的世話の質」に関する調査研究プロジェクトが実施されました。

そして、2019年には、世話人及び後見人の報酬の調整に関する法律が施行されました。この法律は、世話協会の運営財源を確保することを狙いとしています。2005年の第二次改正の際に、14年ぶりに調査に基づき、職業世話人の報酬に関して定めた報酬表の報酬額を増額、特に世話の開始当初の報酬を増額していることは注目に値します。また、付加報酬制度、すなわち報酬表に定められた定額報酬に加算される付加報酬を導入しました。

こちらは、今後の動きとなりますが、後見及び世話法の改正に関する法律が2021年に成立し、2023年1月1日に施行されます。この法律は、未成年者に関する身上保護規定の強化や財産管理規定の現代化と平仄を合わせるもので、被世話人の希望の優先を徹底するとともに、連邦と州が協力して、世話協会の活動資金調達を支援、強化することを狙っています。

また、障害者権利条約12条に配慮し、支援される人の自己決定と自律を強化することも狙いとしていて、この方向性は、「代理よりも支援」というフレーズによく表されています。

被世話人本人の希望と関連して、世話人として世話協会をも選択できるようになります。ただし、実際の選任に当たっては、世話協会の同意が必要です。

今回の改正は、幾つもの法律にまたがって、ばらばらと改正されてきた世話法の包括的な再編成を行うもので、世話機関法あるいは世話組織法を新たに制定いたしました。世話機関法では、世話の質を確保するために、職業世話人の登録制度が新たに導入されます。報酬制度について、大きな変更はありません。名誉職世話人については民法典で、それ以外については、後見人及び世話人の報酬に関する法律で規定されます。

ほかに注目すべきこととして、配偶者のヘルスケア、健康配慮に関する法定代理権制度が導入されます。これは、ある人が意識喪失や疾患により自分自身で事務処理を行えない場合に、その配偶者に与えられる緊急の法定代理権で、3か月限定となります。

「4. 職業世話人の報酬と費用」では、職業世話人の報酬と費用に絞って、報酬や費用がどのように決定されるのかを見てまいります。

職業世話人は、名誉職的に世話を遂行する適切な人物が見つからない場合にのみ選任されます。新法では、名誉職優先の原則が、これまで以上に徹底されることとなります。

職業世話人とは、世話裁判所が世話人として選任する際に、世話を職業的に遂行すると確認、指定した者を言います。具体的には、職業世話人とは独立して活動するソーシャルワーカー、弁護士などか、世話協会に所属して協会世話人として活動、あるいは世話官庁に所属して官庁世話人として活動する者を言います。

世話協会、これは民間の社団です。世話協会は、現在ドイツ全体で約820あるとされています。世話全体の4割強が職業的、したがって、6割弱は名誉職となります。スライドでは5割弱となっていますが、6割弱の誤りです。申し訳ありません。世話人選任には、先ほど触れました優先順位がありますので、職業世話人が選任されるのは、また、協会世話人や官庁世話人が選任されるのは、より複合的な問題を抱えている、いわゆる困難ケースや身寄りがなかったり、家族内で利益相反があるような場合が多いです。

現在、職業世話人として活動しているのは、ドイツ全体で約1万2000人とされています。世話の利用者数は約130万人です。

職業世話人は、原則として10件を超える世話を引き受ける必要があります。また、世話裁判所による当該世話が職業的になされることの確認は、個々の選任ごとに必要です。

職業世話人は、被世話人本人に対して報酬等を請求できます。本人が無資力の場合には、国庫が報酬等を負担します。

なお、2023年施行の新法では、独立して、または認定された世話協会の職員として法的な世話を遂行する自然人で、当局に登録あるいは仮登録されている者が職業世話人となります。新たに導入される職業世話人の登録制度では、犯罪を犯していないこと、破産していないことといった適性や、書面を提出しての専門知識の証明、賠償責任保険への加入などの要件を満たした上で、管轄当局へ申請することが必要で、申請者は予定される世話活動の総時間を当局に知らせる必要もあります。

続きまして、被世話人が無資力である場合、職業世話人の報酬等は国庫、具体的には州の司法予算が負担することになります。

無資力とは、世話に関する報酬や費用を支払えない、一部しか支払えない、分割払いでしか支払えない、扶養請求を裁判上主張することでしか支払えないことを言います。

無資力の基準は、所得が家賃を支払って898ユーロ、約12万5720円よりも多い場合、超えた所得を世話の報酬等に投入する必要があります。

資産につきましては、原則5,000ユーロ、約70万円までは保護されますが、これを超えた資産は、世話の報酬等に投入されます。この額は、個別に引き上げられ得るもので、それとは別に、葬儀・埋葬目的の金銭や適切な規模の自己あるいは親族の居住住宅、相応の家財道具や仕事に不可欠なものなどは資産から除外されます。

なお、2023年施行の新法では、無資力の判定に当たり、所得を考慮せず、資産のみが考慮されることとなります。その意味では無資力というより、無資産と言ったほうが正確かもしれません。

2014年には、職業世話人が約43%で、その担当する被世話人の約88%が無資力でした。具体的なケースでの無資力の確定は、世話裁判所（区裁判所の一部局で第一審）が行います。職業世話人の報酬等を負担した国庫は、その後、一定の場合に、本人または相続人に支払った報酬等の補償を請求することができます。

この職業世話人に適用される報酬表ですけれども、現在、後见人及び世話人の報酬に関する法律は、職業世話人、協会世話人、協会世話、官庁世話人、官庁世話の報酬と費用について規定しています。つまり、名誉職世話人以外の報酬について規定しています。

報酬を得られる場合に適用される報酬表は3種類あります。

各報酬表は、世話の期間、日常の居所、本人の財産状況に応じて報酬額を定めています。

世話の期間は0から3か月、4から6か月、7から12か月、13から24か月、25か月以降で区分され、期間が長くなると減額されます。日常の居所は、本人が入居施設またはそれと同等の訪問看護を受ける居住形態にいるか、またはその他の居住形態（在宅などが想定されます）かで区分され、施設入所者等は低額となっています。本人の財産状況は、本人に資力があるかないかで区分し、ない場合の報酬は低額になっています。定額報酬では、交通費や通信費などの通常の費用はここに含まれます。報酬請求権は発生から15か月以内に裁判で主張されない場合には消滅いたします。

なお、2019年改正では報酬額が引き上げられましたが、2023年改正では、報酬額は据え置かれています。

こちらが報酬表Aです。報酬表Aは、職業訓練も大学教育も受けておらず、さらには、それに相当する養成専門教育も修了していない職業世話人に適用されます。2019年改正での引上げ例は、そこに挙げたとおりです。報酬表Aでは、1ユーロ140円としますと、8,680円から4万1720円の報酬を受け取ることとなります。

続きまして、報酬表Bです。こちらは、職業訓練を受けたか、またはこれに相当する養成専門教育を修了した職業世話人に適用されます。2023年施行の新法では、3年以上の世話に関する実務経験と知識獲得のための研修を受け、州の試験に合格した場合に同等として取り扱われます。引上げ例は、そこに示したとおりです。1ユーロ140円としますと、1万920円から5万1800円程度の報酬となります。

続きまして、報酬表Cです。こちらは大学教育を受けたか、またはこれに相当する養成専門教育を修了した職業世話人に適用されます。新法では5年以上の実務経験と高度な知識獲得のための研修を受け、州の試験に合格した場合に同等として取り扱われます。引上げ例は、そこに示したとおりです。1ユーロ140円としますと、1万4280円から6万8040円となります。なお、報酬表に定められている金額は月額です。

続きまして、今、見ました定額報酬に加えまして、特別な状況下において、特別手当を

請求することが認められています。

まず、特別手当は、被世話人が無資力でない、すなわち資力がある場合にしか請求できません。これが前提となります。そして、次のいずれかに当てはまる必要があります。1つ目は、15万ユーロ、2100万円相当ですが、それ以上の金融資産を管理するケースであることです。2つ目は、被世話人本人またはその配偶者が使用していない住居を管理するケースです。3つ目は、被世話人本人の生業を管理するケースです。当てはまる場合、報酬表の定額報酬に加えて、月額30ユーロ、約4,200円が追加で支給されます。

これとは別に、定額報酬に加えて、以下の場合に、一時金手当を請求することが認められています。第1に、名誉職世話人から職業世話人への交替時に、職業世話人に対し200ユーロ、2万8000円相当の一時金が支給されます。引き継ぎに当たり負担が増加することに配慮しての一時金です。第2に、職業世話人から名誉職世話人への交替時に、職業世話人に適用される報酬表の定額報酬1.5か月分、大体1万3020円から最も高い場合で10万2060円くらいになりますが、一時金が支給されます。

複数後見から名誉職世話人への単独後見に移行する場合にも支給を受けられます。こちらにも引き継ぎにより負担が増加することに配慮しての一時金ですが、特にこちらにつきましては、職業世話人から名誉職世話人への移行を促すインセンティブとしての側面があると言えるかと思えます。

なお、付加報酬の請求は、通常の報酬請求と同時にしか行うことができません。

ところで、報酬表とは別に請求できるケースがあります。

第1に、費用償還の例外として考えられていますので、後ほど御説明しますが、職業世話人が専門性あるサービスを提供して個別に報酬を請求するケースです。

第2に、職業世話人は、被世話人から金銭や金銭的価値あるものを受領することを禁止されていますが、世話裁判所は、特別な事情があるなど個別のケースで、被世話人の保護に反しないことを条件に、これを例外的に解除することができます。

ここで、職業世話人の費用償還請求について見てみたいと思います。交通費や通信費などの通常の費用は、報酬表に定められた定額報酬に含まれるため、原則としてさらに請求することはできません。例外として、先ほども少し触れましたが、職業世話人が専門性あるサービスを提供した場合に、報酬表と、そこに費用を含める対応は適用されず、個別に費用、報酬を請求することが認められています。

続けて、その他の費用償還請求について見ていきます。

まず、名誉職世話人です。名誉職世話人は、費用概算一括払い請求権を行使することができます。

無報酬の場合のオプションとして、費用の概算一括払いを選択しますと、現在は年399ユーロ、約5万5860円が、2023年からは引き上げられて、年425ユーロ、ほぼ5万9500円が支払われるというものです。これは、あらゆる費用をカバーするもので、実際の費用の出費がこの額を超えても補償されることはありません。これを選択するメリットは、少額の

出費の領収書を集めたり、それを長期間保管したりする手間が省けるというところにあります。請求権は権利が発生した翌年の3月末日までに行使しなくてはなりません。2023年からは少し延長され、翌年の6月末までとなります。

名誉職世話人は、費用の概算一括払い請求権を行使しない場合、個別償還請求権を行使することができます。こちらは、請求しようとする全額について証明が必要ですので、証拠を集めて保管しておく必要がございます。請求権は、個々の費用発生から15か月以内に行使しなくてはなりません。

この費用には、保険料も含めることができます。いずれの費用も被世話人本人に対して請求するのが原則ですが、被世話人が無資力である場合には、国庫が負担することとなります。

官庁世話人と世話官庁、世話協会につきましては、被世話人が有資力であれば、個別償還請求が可能です。

最後に、「5. 世話協会への財政支援」として、世話協会に対する財政支援について見てまいります。

ドイツでは、世話裁判所（司法）、世話官庁（行政）、世話協会（民間）が連携して世話制度を運用しています。世話官庁や世話協会は、世話法の施行に合わせて新たに設立された組織であり、法律を整備するだけでなく、支援組織をも確立したことは特徴と言ってよいと思います。作ったからにはということもあり、裁判所、行政、民間の支援組織が一体となって機能できるよう、各主体の連携の仕組みを法的にも整備しています。そして、2023年改正では、名誉職世話人に助言し、支援を行う中心的な存在としての世話協会の強化が前面に打ち出されています。

世話協会は民間の社団です。管轄する世話官庁によって認定された世話協会が、2014年には連邦全体で838あり、現在は830ぐらいです。世話協会の活動に対しては、ほとんどの州、一部は市町村から補助金が支給されます。少し古いですが2014年の補助金支給は、619団体に対し、総額で102億8600万ユーロ、1兆4400億円相当でした。世話協会として認定されるためには、十分な人数の職員を要し、彼らを監督し、研修を施し、賠償責任保険に加入することなどが必要となります。

世話協会は世話の遂行のほか、名誉職世話人の募集、助言、養成や経験交流などの支援、さらには事前配慮代理権を作成したい人へのアドバイスなどを担います。

2023年施行の新法では、世話協会は、成年者が希望する場合、または自然人では適切な世話を提供できない場合に限って、直接に世話人に選任されます。

また、世話協会職員によって職業的に遂行される世話への財政支援が、協会世話に対しても適用されることとなります。これにより、協会世話のケースで、世話協会が報酬請求をすることも可能となります。さらに、協会が直接の世話とは異なる横断的な活動をする際にも、財政支援が行われます。

なお、世話協会の職員が世話人として選任された場合、職員個人ではなく、世話協会が

報酬請求権を取得いたします。これは、当該職員には別途給料が支払われているからです。

世話協会は、割り当てられた任務を遂行するために、公的資金により必要な財政支援を受けることとなります。世話協会に割り当てられた任務とは、以下のような任務を指します。

第1に、世話法、任意後見制度に当たる事前配慮代理権、本人が世話に関する指示を書面で行う世話処分、患者による指示書、いわゆるリビングウィルにつきまして、一般的な質問に対し、計画的に情報提供することです。広報・啓蒙活動と言ってよいと思います。

第2に、名誉世話人を輩出するために、計画的に取り組むことです。職業世話人の報酬負担を減らすと言ってみても、名誉職世話人のなり手がいなくては話にならないからです。

第3に、世話裁判所によって選任された名誉職世話人に職務の手ほどきをし、研修を行うとともに、職務遂行に当たり、助言し、支援することです。

第4に、一定の場合に名誉職世話人と協力や支援に関して取り決め、協定の締結をすることです。こういったことについて取り決めるかといいますと、世話遂行の基礎を学ぶ研修や、追加的な研修に参加する義務、世話協会職員との連絡義務などについてです。

第5に、任意代理人の職務遂行に助言し、支援することです。

財政支援についての詳細は、州法で規定し、州と市町村とで適切に負担を分配することとなっています。

こうした取組は、任意後見など世話以外の方法へ誘導することで、世話の運用にかかるコストを削減すること。また、世話協会を支援して、質の高い名誉職世話人を増やすことで、職業世話人の報酬を抑制する狙いがあると言えます。

本日の私からの発表は、以上となります。皆様の御参考になれば幸いです。御清聴ありがとうございました。

○新井主査 黒田先生、どうもありがとうございました。

ドイツの成年者世話法は、来年の1月に改正されるのですが、今日お話しいただいた部分については、基本的なところの改正はないという御説明もありましたので、そのことも念頭に置きながら質問を受け付けたいと思います。まず、青木委員、お願いします。

○青木委員 本日は、御発表ありがとうございました。

1点目は、名誉職世話人を拡大ということではありますが、いわゆる日本でいう市民後見人のような、親族さん以外の皆さんも無報酬でということ、日本でも無報酬のところもあれば、そうではないところもありますが、その辺りについて、専門職後見人との違いについての議論みたいなのがあるのか、ないのか、名誉職として無報酬でいいのだということ、固まっているのかどうか、その辺りをお聞かせいただければというのが1点目でございます。

2点目は、職業世話人の付加的報酬というのは、非常に限られた分野だと思いますが、御発表にもありましたような専門的知識を有する場合には、別に報酬請求ができるということのようなのですが、それは、具体的に言うと、どんな基準に基づいて請求が可能なの

か、それぞれの専門職団体の報酬基準のようなものに基づいてされるのかというようなことを教えていただければと思います。

それから、いわゆる日本でいうような困難事案とか、長期にわたるような事案については、職業後見人の報酬でもだんだんに下がっていくという仕組みになっているようですが、そういった難しい事案とかの担い手というのは、どのようにして確保していこうという議論になるのかという点を教えていただければと思います。

○黒田参考人 御質問いただき、どうもありがとうございます。

1点目ですが、ドイツでも先ほどのオーストリアと同じく、親族や名誉職世話人については無償、それから専門職職業世話人については有償ということについて、不公平というか、そういった意見が全くないわけではありませんけれども、名誉職世話人、親族は原則無償、専門職は有償というのを基本とすることについて、ドイツでは国民的な理解が得られていると考えてよいと、私としては思っております。

親族は、名誉職世話人として無償で世話をすることになりますが、こうしたボランティアを行うことが、まさに名誉であるという意識が、それを裏付けていて、こうした意識は国民に広く浸透しているのだと思います。

他方で、あくまでもドイツでは、自己責任や自助がベースとなっているのですけれども、それができない人については、連帯というか相互扶助の精神というのが働いてきますので、この社会連帯に対する国民の信頼を維持すべきだということには政府も努力していて、おおむねそれに対する信頼というのは、維持されていると言ってよいものと考えています。

2点目ですが、報酬表とは別に職業世話人が専門性あるサービスを提供した場合に、その報酬表とそこに費用を含めるという対応が適用されずに、個別に費用、報酬を請求することが認められています。

これは、弁護士や税理士、それから会計監査人など、世話とは別の種類の専門家グループに所属していて、実際にその業務、先ほどの例ですと、弁護士業務ですとか税理士業務、あるいは監査業務などがこれに該当すると思いますが、それを行っている職業世話人が専門的な業務を提供した場合に、その所属している専門家グループの料金表に従った費用請求が可能となります。

こちらにつきましては、弁護士なら弁護士について、その法律がありますので、基本的にはそれにのっとって請求していくということになります。

3点目ですが、困難ケースについてですけれども、最終的にどんどん時間が経つと報酬が下がっていくということにはなるので、非常に困難なケースにつきましては、最も困難な場合には、恐らく世話官庁が官庁として引き受けるということになりますし、その前段階として、世話協会が協会として引き受けるという形になるのかと思います。

○新井主査 では、西川委員、お願いします。

○西川委員 西川です。青木委員の質問と重なる部分もあるのですが、ちょっと違った観点から質問をさせていただきます。



ドイツの報酬の基準は、ドイツらしく、非常に細かくいろいろなことを考慮した基準表になっていると思ったのですが、他方で、後見事務には、やはり標準的あるいは定型的な業務だけでは終わらないものもたくさんあるのではないかと思います。確かにABCとか細かい区分けはあるのですけれども、それだけではバランスが取れないというケースもたくさんあるのではないかと思います。その点について、特に専門職の報酬については、これだけではカバーできないのではないかという議論がなかったのでしょうか。あるいは、この点については、職業世話人は、たくさん件数を受けることでバランスが取れるというような考え方があったのでしょうか。その辺りについて、どんな議論がされたのかということ、分かる範囲で教えていただければと思います。

○黒田参考人 御質問いただき、ありがとうございます。

この報酬表の報酬額が定額というのが、定まった額ではなく、低い額の低額だと、やゆされるようなところもありますし、これに対する不満というのも大いに聞かれます。それでも今回の改正で、報酬額を引き上げなかったというのは、国庫が苦しいというところもありますし、職業世話人の選任とそれに伴う報酬を抑制したいという強い意識の表れなのかなと思っています。

裁判官等が報酬を増額あるいは増減する余地はないのですけれども、この報酬表以外の報酬を適用することはできます。ただ、原則的には報酬表に定められた金額を適用しますので、増減の余地はないと考えてよいと思います。

ただし、先ほども言いましたように、裁判官が例外的に、この報酬表を適用しないという場合はあり得ます。それがどのぐらいあるのかということについては、現時点では把握していません。

○新井主査 住田委員、お願いします。

○住田委員 詳細な御説明、ありがとうございました。

私から1点お伺いしたい点につきまして、御説明の中で、世話は身上保護を重視されるということですが、この報酬表には、日常の居所、入所かまたは居住形態、世話の期間というところで報酬算定がなされていますが、この身上保護につきまして、どのような評価基準ですとか、評価項目みたいなものがあるのかということをお教えいただけたらと思います。身上保護において、どのように身上保護を評価するのかという点です。

○黒田参考人 この報酬表に関しては、身上保護で何をやったからこれということはないので、その世話人が、当然本人に必要なことをやるべきであり、それをやったことによって、この報酬が支払われるということになります。身上保護として何をやるかということについては、本人が何を必要としているかということにかかっていると考えるほかはないのかなと思います。

○住田委員 ありがとうございます。何をしたかということ、裁判所に理解してもらうための報告については、何かそういった書式が、そういったものが評価できるような、やったことが分かるようなもので報告されるのかどうかという点については、いかがでしょ

うか。

○黒田参考人 定型の書式があるかどうかということについては、把握しておりません。

○新井主査 それでは、星野委員、お願いします。

○星野委員 詳細な御報告、ありがとうございました。2つほど聞きたいことがございます。

無資力のところなのですけれども、無資力を世話裁判所のほうで確定するというお話がありました。無資力の方であっても、その状況によって資力が増えるというか、例えば、相続を受けるとか、資産状況は変わると思うのですが、この無資力の確定というのは、例えば、どんなタイミングでやるのかという、そういった作業というのがないのかどうかということが1つ、無資力の確定についてです。

それから、もう一つは、独立をした形の世話人、職業世話人のところなのですけれども、世話協会とか官庁に所属していない場合、個人で独立してやっている場合も、その職能団体とかには入っているという理解でよろしいのか、この2点について、お願いいたします。

○黒田参考人 ありがとうございます。

まず、無資力の確定ですけれども、最初に世話人選任の段階でされることとなります。これは、社会法典に従ってやることとなりますが、2023年の改正からは、少し変化があるようです。その後ですけれども、確実ではないのですが、変化があった場合には報告をしなくてはならないという形にはなっていたと思いますが、毎年というような形ではなかったように思います。

それから、2点目ですけれども、独立して活動しているソーシャルワーカー等ということなのですけれども、彼らが職能団体に所属しているかということについて、職能団体が存在することは知っていますが、所属する義務があるかどうかまでは、把握しておりません。

○新井主査 黒田先生、貴重な報告をどうもありがとうございました。

これから、意見交換に移りたいと思います。とりわけ、今まで意見の表明のない方、当事者に近い委員の方の発言を優先したいと思いますが、いかがでしょうか。

西川委員、お願いします。

○西川委員 今日は、報酬のことについて、外国の例を教えていただき、大変参考になりました。

報酬については、もちろん報酬付与の審判の在り方のほかに、報酬助成の在り方ということが、特に専門職にとっては関心の深いところです。そこで、例えば、リーガルサポートでは、公益信託成年後見助成基金というものを設けたのですが、これがなかなか使いにくいという部分があります。このような公益信託も一種の報酬助成の仕組みで、現行の国あるいは自治体の報酬助成制度が充実すれば必要なくなるのかもしれないのですけれども、まだ、そういう状況になっていないという中で、もう少し公益信託を報酬助成の面で活用することができないかと考えるわけです。けれども、公益信託の仕組みがちょっと使いに

くいんです。この点について、もう少し議論の必要があるのかなと思っています。報酬助成の仕組みとしての公益信託の活用について、さらに検討していただきたいと思っております。

それから、もう一点。ちょっと今日の議論とは違う方向性なのかもしれませんが、少し前に、任意後見の報酬を、保険契約である程度カバーできるのではないかという議論があったと承知しております。そして、これも数年前に聞いたのですが、障害のある方が成年後見制度を利用する場合の初期費用について、保険で賄うような仕組みがあるとも聞いております。保険は、ある程度の規模がないと商品にならないのかもしれませんが、利用者が多ければ、法定後見についても、保険によって利用料の一部をカバーするという点を検討する余地があるのではないかと思います。保険制度の利用も含めて、後見の事務を行ったことに対する相応の報酬がきちんと払われる仕組みを確保する方法を、いろいろな角度から考える必要があるのではないかと思います。

○新井主査 ありがとうございます。水島委員、お願いします。

○水島委員 今回のお二方の御報告は、非常に示唆的であったように思います。ありがとうございました。

どちらかという今後の議論又は調査に期待する部分が大きいのですが、意思決定支援を考える場合には、後見人等の報酬の議論だけではなく、本人に関わる支援者等へのインセンティブも含め、社会福祉制度のあり方についても包括的に議論をしていく必要があるかと存じます。

諸外国においてこの部分はどうかと、つまり、成年後見の枠を超えて、意思決定支援を誰がどのように担い、その点における報酬等の付与の在り方がどうなっているのか、この辺りも含めて議論をしていく必要があると感じます。もしかすると、日本において、例えば、後見人等とそれ以外の支援者で受け持っている意思決定支援の役割が、諸外国のそれと若干のずれがあるかもしれません。意思決定支援を誰がどのように分担し補い合いつつ、これらの活動に係る社会的なコストをどこがどの程度負担しているのかを、国際的な観点から比較しつつ見ていくことも、今後、検討される余地があるのではないかと考えた次第でございます。

○新井主査 ありがとうございます。青木委員、お願いします。

○青木委員 何度もお話しして申し訳ありません。今日は、2つの国の例を、大変参考になると聞いて聞かせていただきました。

印象的なこと幾つか申し上げたいのですが、1つは、いずれも司法省の予算を十分につぎ込んで、様々なインフラ整備をしているし、報酬助成も行っているという点が、我が国との違いを大きく感じたという点でございます。

それから、後見人の報酬だけで完結するのではなくて、専門的な部分は、専門的な料金体系は費用でということも含めて、ほかの市民と同じような状況で、なるべく一般市民としての制度利用をしていくということが、世話制度や、その他の制度にもあるのではない

かと思ひまして、日本でも、そういった他の平等という点が、報酬の点でも非常に重要ではないかというのを感じました。

3点目は、直接関係ないのですが、オーストリアのクリアリング制度というのは、非常に興味を持って聞いておりました。我々も総合的な権利擁護制度ということで、後見制度を使わなくていいものを、どのように確保していくかという検討をしていますが、そういった中で、このクリアリング制度は、様々な動機があるとはいえ、その仕組みというのは非常に参考になり、また、日本においても考える必要があるのではないかということを感じた次第です。

○新井主査 ありがとうございます。久保委員、もし何か発言がありましたら、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○久保委員 ありがとうございます。

今ほど、青木委員がおっしゃいましたように、私もクリアリング制度というのが、どんなふうになっているのかなというのを、もう少し具体的にお聞きしたいなという感想を持っております。

そして、今まで皆さんおっしゃいましたように、随分と、国とかが基本的なところを支えているなということがよく分かったと思いますので、日本でそれができるのかなというところ、ぜひしていただきたいと思っておりますけれども、本人の意思決定支援を重視してということ、私たち当事者団体としては思っておりますので、その辺のところをどういうふう担保していくのか、担保しておられるのかというところが、もう少し何か具体的な例とかがお聞きできたらよかったかなと思っております。

でも、基本的に、今、私たちが目指しているようなものを既にやっておられるなということを感じますので、いい参考にさせていただけたと思っております。

○新井主査 ありがとうございます。そろそろ時間になりましたので、私のほうから、簡単なまとめをさせていただいて、終了にしたいと思います。

1点目は、青木先生と黒田先生には大変貴重な報告をいただき、心からお礼申し上げます。短い時間に、きちんとした資料なども整えていただいた詳細な報告、大変役に立ちました。どうもありがとうございました。

2点目は、今日は、オーストリアとドイツの報酬、それから、補償についてのお話をいただいたわけですが、両者とも法律の中できちんと定められています。これは日本との違いですが、その辺り、日本としてもこれからどういうふう考えていくかというものの議論の参考になったかと思っております。

3点目は、青木委員、久保委員からも御指摘のあった、特にオーストリアのクリアリングですね。ドイツも今度似たようなことを導入しようとしていますけれども、このクリアリングというのは、行政が関与して、どういう後見人、どういう後見活動を、どの範囲で置くのかということ、を事前に決めておくというわけです。私の理解では、水島委員の言われた、意思決定支援は、ここでやるのだと理解しています。ですから、日本にも、こうい

う発想が全くないわけではなくて、私は、地域連携ネットワークだと思います。日本の地域連携ネットワークの中に、こういうクリアリング的な要素を入れていくということも、これから1つ課題になっていくのではないかなと思います。

最後、4点目ですけれども、西川委員から指摘があった、公益信託であるとか、民間の保険であるとか、そういうものについては、事務局とも相談をさせていただいて、取り上げる必要があるか考えてみたいと思います。

ちょうど時間になりましたので、意見交換は、ここまでとしまして、最後に、事務局から連絡事項がありましたら、お願いしたいと思います。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。

次回、第3回成年後見制度運用改善等ワーキング・グループは、年が明けまして、令和5年2月21日午後2時からの開催を予定しております。

また、本日の議事録につきましては、速記が起きてきた後に、委員の皆様に御確認いただきまして、ホームページに掲載いたします。よろしく願いいたします。

○新井主査 それでは、本日は以上とさせていただきます。

どうもありがとうございました。